

平成18年2月27日
消 防 庁

平成18年春季全国火災予防運動の実施

1 実施期間

平成18年3月1日(水)から3月7日(火)まで

2 全国統一防火標語

『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』

3 目 的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

4 重点目標

(1) 住宅防火対策の推進

新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日から、住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務づけられることとなったことから、消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織等と連携した共同購入の推進及び設置方法や効果等の普及啓発活動により、住宅用火災警報器等の早期設置を促進します。

また、地域が一体となって、関係機関及び関係団体と連携し、安心・安全なまちづくりの一環として、高齢者等の災害時要援護者を中心とした防火安全対策を推進します。

(2) 認知症高齢者グループホーム等高齢者等が入居する防火対象物の防火安全対策の推進

高齢者等が多数入居する防火対象物における防火安全対策として、火災が発生した際の危険性について関係者に十分周知し、消火、通報、避難の重要性等について啓発するとともに、避難経路における物品存置の禁止についての指導等、法令遵守の徹底を推進します。

(3) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

放火火災を防止するためには、地域住民一人ひとりがその対策に心がけることに加えて、関係行政機関等を含めた、地域が一体となった継続的な対策を立てることが重要なことから、「放火火災防止対策戦略プラン」を活用し地域の対応力の向上を図るとともに、物品販売店舗等における、階段等の可燃物の整理整頓、避難経路の確実な確保等について徹底させ、放火火災防止対策を一層推進します。

(4) 林野火災予防対策の推進

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが過半数を占めていることから、火入れに際しての手続きの徹底、林野周辺住民及び入山者等の防火意識の醸成、火災警報発令中における火の使用制限の徹底等を推進します。

(5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

乾燥時及び強風時には、火災発生危険が大きいこと並びにいったん火災となると大火となる危険性が大きいこと等を地域住民に周知するとともに、たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行、工事等における火気管理の徹底等を推進します。

5 地域の実情に応じた重点目標の設定

地域における防火安全体制の充実

特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

大規模産業施設の安全確保

電気火災予防対策の推進

消火器の適切な維持管理

6 その他

気象条件等の関係から一部道県においては時期をずらして実施しています。

時期をずらして実施する道県

北海道 4月20日から4月30日まで

青森県 4月10日から4月16日まで

秋田県 4月 2日から4月 8日まで

山形県 4月 9日から4月22日まで

新潟県 4月 1日から4月 7日まで

富山県 3月20日から3月26日まで
石川県 3月20日から3月26日まで
福井県 3月20日から3月26日まで

また、住宅用火災警報器等の早期設置のため、住宅用火災警報器等の共同購入の推進等に取り組むよう、各都道府県及び市町村へ通知しました。(別添3)

- [別添1](#) 平成18年春季全国火災予防運動ポスター
[別添2](#) 平成18年春季全国火災予防運動実施要綱
[別添3](#) 住宅用火災警報器等の設置促進について(平成18年2月27日付け消防庁予防課長通知)

連絡先 消防庁予防課規格係 規格係長 北野 総務事務官 後藤 TEL : 03-5253-7523 FAX : 03-5253-7533
